

6. その他

番号	取扱い
6-3	大屋敷地区地区計画における最低敷地面積の取扱いについて

大屋敷地区土地区画整理事業により換地処分されて、敷地面積が200㎡未満になった土地については、最低敷地面積の規定を適用しない。

(前橋市大屋敷地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例第5条第2項に準ずる)

関係
法令等

前橋市大屋敷地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例第5条第1項、第2項